

第二次羽村市生涯学習基本計画

令和4(2022)年度～令和13(2031)年度

第二次羽村市生涯学習基本計画前期基本計画

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

概要版

令和4(2022)年3月
羽 村 市

計画策定の趣旨

羽村市では、市民一人ひとりが生涯にわたって自主的・自発的に学べる環境を整えるとともに、学んだ成果を地域課題の解決や社会貢献といった主体的な行動として活かしていくことを目指して、これまでにさまざまな生涯学習振興施策を推進してきました。

平成 24（2012）年 3 月に「楽しく学び つながり 活かす 生涯学習」を基本理念とする羽村市生涯学習基本計画を策定し、前期基本計画においては、ライフステージ別の特徴から生涯学習施策の展開を図り、後期基本計画では、羽村市が目指す生涯学習として「循環型生涯学習の推進」と「生涯学習を通じたまちづくり」を目標に掲げ、生涯学習の推進を図りました。

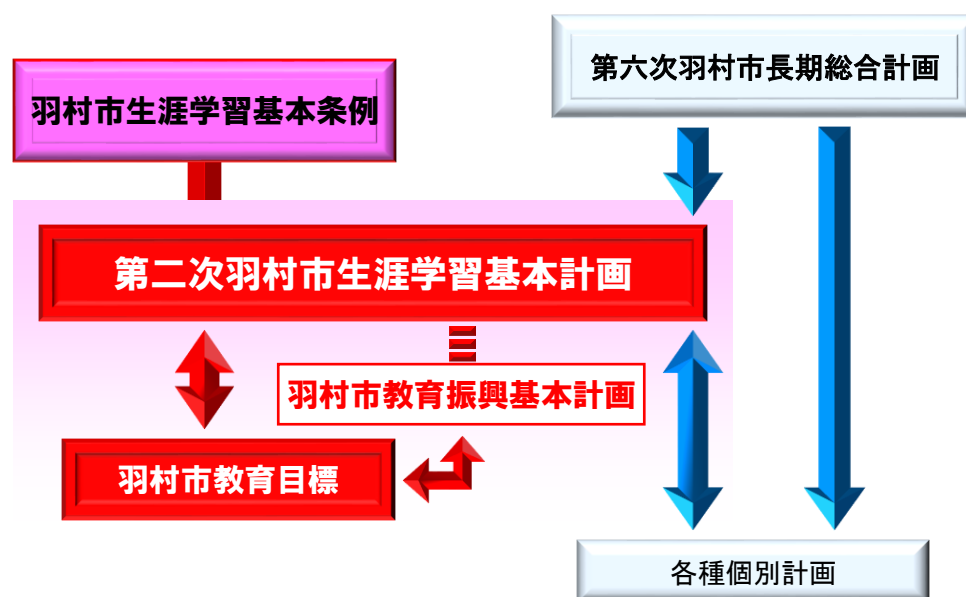
第二次羽村市生涯学習基本計画は、羽村市生涯学習基本計画の計画期間が令和 3（2021）年度で終了することから、大きく変化する社会構造や社会情勢に対応し、多様化する市民の学びに的確に応えられるよう、羽村市生涯学習基本計画に引き続き、羽村市の生涯学習を推進し、生涯学習社会の実現のため、令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度までの「羽村市が目指す生涯学習の姿」を定めるとともに、令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までの 5 年間の前期基本計画を策定するものです。

計画の位置付け

生涯学習基本計画は、羽村市生涯学習基本条例第 6 条に基づき策定することとしています。市の総合的なまちづくりの指針である「第六次羽村市長期総合計画」（計画期間：令和 4 年度～令和 13 年度）との整合を図り、生涯学習分野の分野別計画としています。

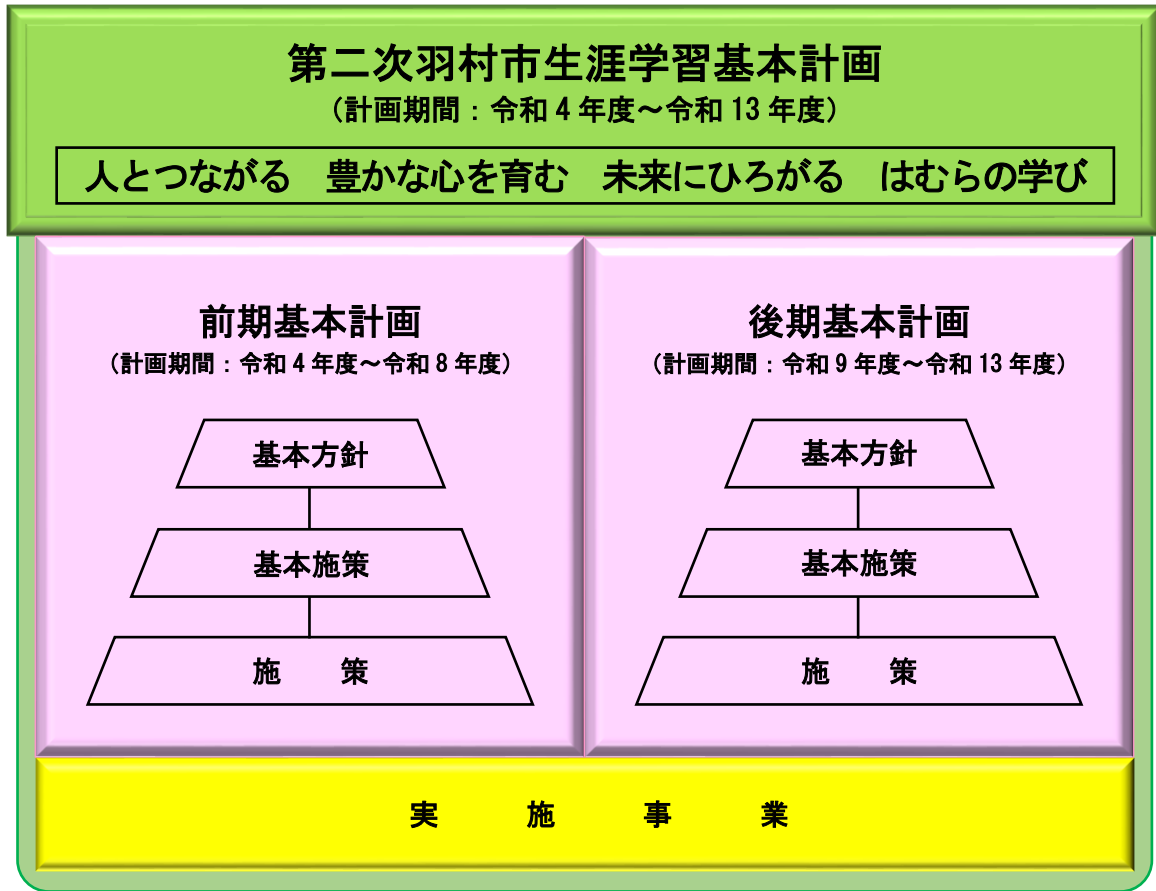
また、第六次羽村市長期総合計画の個別・分野別計画として位置付けられる諸計画とも、幅広い生涯学習関連施策を、学ぶ人の視点から連携・整合を図っています。

教育の振興のための施策に関する市の基本的な計画として、教育基本法第 17 条第 2 項に定める「教育振興基本計画」の内容も包含しています。



計画の位置付け

計画の構成と期間



計画の構成

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
羽村市が目指す生涯学習の姿	第二次羽村市生涯学習基本計画 人とつながる 豊かな心を育む 未来にひろがる はむらの学び									
基本計画	前期基本計画 基本方針					後期基本計画 基本方針				
実施事業	個別事業の進行管理・ローリング									

計画の期間

羽村市が目指す生涯学習の姿

第二次羽村市生涯学習基本計画では、羽村市生涯学習基本条例における基本理念を体現するため、羽村市が目指す生涯学習社会の姿として、「人とつながる 豊かな心を育む 未来にひろがる はむらの学び」を掲げ、推進していきます。

人とつながる 豊かな心を育む 未来にひろがる はむらの学び

学びはさまざまに関連し、連携し、受け継がれ、それが地域の文化や伝統となっていきます。学びを通じて感じる羽村らしさ、地域を思う気持ちが「ふるさと意識」を醸成し、自分を認めることにもつながります。先人たちが築いてきた「わがまち 羽村」をこれからの時代を生きる今の子どもたちへとつないでいきます。そして、市民が自ら楽しく学ぶことができる生涯学習を推進します。

人とつながる

多様な市民が共に学び合い、学びを通じて人と人、人と地域がつながり、また、今の世代から次の世代へと学びがつながる生涯学習を目指します。

豊かな心を育む

自らが自らを認める思い、他者を認める思いが育まれることで、多様な価値観を受け入れることのできる豊かな心が醸成されていきます。市民一人ひとりがさまざまな学習活動や社会参加活動などを通じて、楽しさを実感できるとともに、自己肯定感を高め、心の豊かさを育むことができる生涯学習を目指します。

未来にひろがる

新しい技術や社会を背景にした学びの環境を整備し、市民一人ひとりがそれぞれの学びを実現できるようにするとともに、主体的な活動によりその学びが地域に大きくひろがり、ヒトやモノが大きく成長し、未来にひろがるような生涯学習を目指します。

はむらの学び

第二次羽村市生涯学習基本計画前期基本計画

◇基本方針◇

羽村市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも学ぶことができる持続可能な環境を整え、多様な人々が共に学び合い尊重し合える学びを展開するとともに、学び直しと学びの循環や学びの場の提供と更なる広がりに向けた、学びを地域で活かすつなげる不易な仕組みづくりを進めます。

また、これまでの学びの姿に加えて、社会情勢に対応した新たな学びやその方法に対しても、最適な学びにチャレンジできる機会を創出します。

基本方針1 誰一人取り残さない学びを展開します

基本方針2 学びをつなげる仕組みを構築します

基本方針3 時代の変化に対応する学びを提供します

◇体系図◇

基本方針に掲げた3つの柱のもと、4つの基本施策を立てるとともに、基本施策を達成するための具体的な施策を10項目設定して、計画を推進していきます。

	基本方針	基本施策	施策
人とつながる 豊かな心を育む 未来にひろがる はぐらの学び	【基本方針1】誰一人取り残さない学びを展開します 【基本方針2】学びをつなげる仕組みを構築します 【基本方針3】時代の変化に対応する学びを提供します	基本施策1 子どもたちの育成	施策1 家庭教育の支援
			施策2 子どもたちの教育の推進
		基本施策2 地域資源の活用	施策3 自らを高める体験学習の充実
			施策4 地域人材が活躍できる場の充実
			施策5 羽村の歴史と文化の保護・継承
		基本施策3 多様な学習の展開	施策6 芸術文化の振興
			施策7 スポーツ・レクリエーション活動の推進
			施策8 生涯を通じた読書活動の展開
			施策9 現代的・社会的課題に対応する学習の推進
		基本施策4 生涯学習の支援	施策10 学習環境と支援体制の充実

◇施策の方針と事業の方向性◇

⌘ 基本施策 1 子どもたちの育成 ⌘

施策 1 家庭教育の支援

【方 針】

「家庭教育」はすべての教育の出発点と捉え、保護者が家庭教育の担い手として主体的に子育てを行うことができ、保護者の抱える不安が軽減されるよう、適切な情報や学習の機会の提供を充実します。

【事業の方向性】

○保護者の学習機会の充実

乳幼児期から学齢期の子どもを育てる保護者に対して、引き続き母子保健や育児・食育に関する講座や相談等を実施します。

○保護者同士の交流機会の充実

子育てに関する新たな気付きや不安解消につなげられるように、保護者同士が気軽に情報交換を行うことができる機会を充実します。

○市民への意識啓発

家庭教育は、子どもたちが健やかに社会に巣立つための必要な学びであることを広く周知します。

施策 2 子どもたちの教育の推進

【方 針】

9年間の義務教育を系統的に継続したきめ細やかな指導を積み重ねることで、基礎的・基本的な学力を身につけさせるとともに、自立した子どもたちを育て、大きく変化する社会の中で生きる力の土台をつくります。

【事業の方向性】

○小学校入学に向けた円滑な接続

新しく小学生となる子どもに対して、遊びを通して学ぶ乳幼児期から、教科学習が中心の小学校以降の教育活動への円滑な接続を支援します。

○「生きる力」の育成

予測困難な時代を生きる児童・生徒に対して、義務教育9年間の各教科等の学びにおいて、ICT機器も効果的に活用しながら、学級やグループ等の中で「協働的な学び」を推進し、「生きる力」を育む教育を実現します。

○個性の伸長

一人ひとりの成長や学習でのつまずき、学習進度等を的確に捉え、「個別最適な学び」を推進し、児童・生徒の可能性を引き出す教育を実現します。

○学校・家庭・地域が築く教育の推進

学校・家庭・地域の連携を強め、地域とともにある学校の構築に向けた取組みを推進します。

○多様なニーズに応じた教育支援の充実

特別支援教育の充実、不登校やいじめ防止の取組み等、児童・生徒一人ひとりが抱える課題や背景などを踏まえた指導・支援体制の更なる強化を図っていきます。

其 基本施策 2 地域資源の活用 其

施策 3 自らを高める体験学習の充実

【方 針】

あらゆる年代の市民が、自らを再確認し、社会性や適応力、発想力、行動力等を育めるよう、地域の豊かな資源を活用したさまざまな体験の場を充実します。

【事業の方向性】

○自然体験事業の実施

普段の生活では体験できない新たな学びを得られるよう、羽村市の恵まれた自然環境等を活かした体験事業を実施します。

○社会体験事業の実施

地域の一員としての社会性を育むことができるよう、地域行事への参加を促進するとともに、市内事業所等と協力した見学会などの社会体験事業を実施します。

○異世代間交流の促進

古くからの知恵や地域の慣習が受け継がれるとともに、新たな考えや技術が地域に広まり、新たな学びへとつながるよう、異世代間の交流を促進します。

施策 4 地域人材が活躍できる場の充実

【方 針】

市民が学んできた知識や技能を活かすことができる場を充実させることにより、他の市民の学びのきっかけとなり、学びの輪が広がる循環型の生涯学習を推進します。

【事業の方向性】

○潜在的な地域人材の発掘と活動の場の提供

活動を始めたとしてもその第一歩が踏み出せない方や踏み出し方がわからない方、自分の知識や技能などが地域に活かせることに気付いていない方など、地域に眠る潜在的な人材を発掘するとともに、現在実践的に活動されている方を含めて、それぞれの知識や技能を活かせる活動の場を提供します。

○学びのきっかけの提供

循環型の生涯学習を目指して、新たな学びのきっかけを提供し、学びの輪を広げます。

○地域人材と学校の連携の充実

地域の人材が知識や技能を学校において活かせるよう、連携の充実を図ります。

○生涯学習に関する資格取得の支援

生涯学習に関する指導的立場の方やコーディネーター的な活動をされている方、これから生涯学習に関する活動を始めたい方など向けに、社会教育士制度や生涯学習コーディネーター資格認証制度などの情報提供等の支援を進めます。

施策5 羽村の歴史と文化の保護・継承

【方針】

市民が、自らが生活する「はむら」に郷土としての愛着と誇りを持てるよう、郷土を学ぶ機会を充実します。

市内に散在する有形・無形の歴史遺産や文化遺産を、後世に正しく残していきます。

【事業の方向性】

○郷土学習のための学習会や展示の充実

「玉川上水」「養蚕」「青梅鉄道」「縄文遺跡」「中里介山」等、羽村市における歴史的文化的財産を活用し、郷土愛を醸成するためのさまざまなテーマによる企画展、講座、見学会などを実施します。

○市民への意識啓発

市内に散在する文化財の内容と価値を周知するとともに、市民共有の財産であり羽村市の誇りであることを広く周知し、市民の意識啓発を図ります。

○登録郷土研究員等の育成と人材の確保

自らが郷土「はむら」に対して愛着と誇りを持つと同時に、その思いを広く市民に伝え、共有できるよう、郷土に関する研究者の育成やその確保に努めます。

✿ 基本施策3 多様な学習の展開 ✿

施策6 芸術文化の振興

【方針】

市民ニーズに対応した芸術鑑賞事業や講座・講習会、展示会等、市民の学びに資するためのメニューを提供し、これまで育まれた幅広い分野の芸術文化基盤を次世代へ継承していきます。

【事業の方向性】

○芸術文化の鑑賞機会と体験事業の提供

市民が身近な場所で、幅広い分野の芸術文化に触れることができるよう、鑑賞の機会や体験事業を提供します。

○市にゆかりのある芸術家を通じた芸術文化振興

羽村市にゆかりがあり、さまざまな地域や分野で活躍している芸術家を活用することにより、芸術文化の振興を図ります。

○市民協働事業の推進

市民の知識や経験、ニーズを取り入れた市民参加・協働事業を推進していきます。

○市民や団体の活動成果の発表機会の提供

生涯学習センターゆとろぎやコミュニティセンター等において、市民のサークル活動や学習活動の成果発表の機会を提供します。

施策 7 スポーツ・レクリエーション活動の推進

【方 針】

市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、生涯にわたって親しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で醸成された気運をスポーツ活動に向けられるよう、きっかけづくりや活動の場の提供を図ります。

【事業の方向性】

○子どもの運動能力の向上を促す遊びの提供

子どもが遊びを通じて、体を動かす楽しさを知り、運動習慣を身につけることができるような機会を提供します。

○各種イベントの開催と参加促進

市民がスポーツの楽しさや達成感を得られるようなイベントを開催し、参加を促します。

○地域スポーツ活動の推進

市民がさまざまなレベルでスポーツ活動に気軽に参加できるようにします。

○指導者の養成と資質の向上支援

各種スポーツ活動を推進するため、スポーツ団体の指導者の養成と資質の向上を支援します。

○東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー継承

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした新たな競技・多様なスポーツを楽しむことができるよう、普及促進を図ります。

○障害者スポーツの普及啓発

東京 2020 パラリンピック競技大会等で知られるようになった障害者スポーツについて、競技の普及を図るとともに、指導者等の育成と充実を図ります。

施策 8 生涯を通じた読書活動の展開

【方 針】

市民が生涯にわたって自主的・自発的に読書する習慣を身につけ、本と親しみ、豊かな心を育めるよう、読書活動を推進するとともに、読書環境の整備・充実を図ります。

【事業の方向性】

○読書への意欲を高めるための幅広い図書館資料の収集と活用

市民の学びへのニーズに応えるため、幅広い分野からの図書館資料の収集に努め、情報発信等により、収集した図書館資料の利活用を促進します。

○子どもたちが本に親しむ機会の充実

幼少期から本に親しむことの楽しさを伝え、読書を習慣化できるような機会を提供していきます。

○学校との連携による読書活動の推進

図書館司書と司書教諭の連携、図書館システムの連携により、児童・生徒の読書活動が充実するよう支援します。

施策9 現代的・社会的課題に対応する学習の推進

【方針】

年齢や国籍、障害の有無等に関わらず、誰もが生涯を通して、教育や芸術文化、スポーツなどさまざまな機会に親しむことができるよう、参加しやすい環境づくりを進めるとともに、時代の変化、社会の変化等に対応できるよう、関係機関と連携して情報や学習機会の提供に努めていきます。

【事業の方向性】

○国際理解や多文化共生等の促進のための学習機会の提供

持続可能で多様性と包摂性のある社会を理解するため、国際理解や多文化共生、環境などに関する学習機会を提供します。

○高齢者への学習機会の提供

自らの生きがいや趣味のための学びとともに、大きく変化する社会での生活に対応できるように、デジタル・デバイドの解消を中心とした事業を実施します。

○健康に関する学習機会の提供

感染症等の疾病やフレイル予防など健康に関する学習機会を提供します。

○社会人の学びの支援

社会人になってからの、「生きがい」「趣味」などの学びのほか、「防災・減災」「交通安全」などの「命を守る」ための学び、「就業」「起業・創業」などの学び、「地域課題」「自らの課題解決」などの学びなど、社会人の学びや学び直しを支援します。

○障害者の生涯学習の支援

学校での学びを修了し、就業等によって学びの機会が減少した障害のある方に対して、新たなきっかけとなる場を提供していきます。また、学びの場における「合理的配慮」の提供に努めます。



其 基本施策 4 生涯学習の支援 其

施策 10 学習環境と支援体制の充実

【方 針】

市民がさまざまな学習・活動ができるよう、生涯学習に関わる団体等の支援を行います。企業や大学、団体との連携・協力を通じて、幅広いニーズに応じた学習の場を提供するとともに、学習・活動情報提供の充実を図ります。

学習・活動の拠点である生涯学習関連施設の維持管理・充実をしていきます。

【事業の方向性】

○市内活動団体の支援

市で活動している文化・スポーツ団体や市民活動団体等が、今後も安全に、活発に活動していくことができるよう、必要な支援を継続していきます。

○市内活動団体の情報提供

市民が、気軽に団体等の活動に参加できるよう、各団体の情報をさまざまな手段によって提供します。

○学びに関する情報発信力の充実

市民に、いつでも、どこでも、多くの学びの機会を提供するため、広報紙や機関紙、チラシやポスター等の紙媒体のほか、インターネットや SNS 等を活用した情報発信力の充実を図ります。

○企業、大学、財団等との連携

市民に、幅広く質の高い学びを提供するため、市内の事業所や団体のほか、近隣の大学や財団法人等との連携を推進します。

○生涯学習におけるコーディネート機能の運用と充実

学びの循環をつなぎ、学びの輪を大きく広げるために、人材活用を含めたコーディネート機能を充実します。

○生涯学習関連施設の整備と維持管理

市民の学びの場を保障するため、生涯学習センターゆとろぎをはじめとする生涯学習関連施設を維持管理していきます。情報通信機器を利用した生涯学習の場が充実し効果的な学びにつながるよう、生涯学習関連施設の Wi-Fi 環境の整備を進めます。

第二次羽村市生涯学習基本計画
令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度
第二次羽村市生涯学習基本計画前期基本計画
令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度

発行日 令和 4（2022）年 3 月
発行 羽村市 〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘 5 丁目 2 番地 1 / 電話 042-555-1111（代表）
編集 羽村市教育委員会生涯学習部生涯学習基本計画担当
羽村市公式サイト <https://www.city.hamura.tokyo.jp/>

